

# 気付かないうちに**消防法令違反**！

## その**塗料**！「**危険物**」ではありませんか？

●塗料、シンナー等の危険物は、消防法令で貯蔵・取扱いについて規制されます！

日頃の仕事で使用している塗料缶などを大量に保管していませんか？

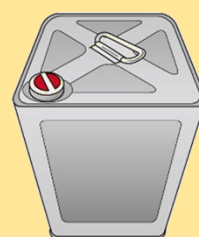
消防署の立入検査において、消防法令に違反している事例が認められます。

消防法令では、許可なく**指定数量以上の危険物**の貯蔵、取扱いを行うことを**禁止**しており、また、**指定数量の5分の1以上指定数量未満の量**の危険物（少量危険物）の貯蔵、取扱いは消防署に届け出を行う必要がありますので注意してください！！

指定数量			
種別	品名	品目	指定数量 (少量危険物)
第4類	第1石油類 ※	ラッカーシンナー ガソリン など	200 ㎥ (40 ㎥)
	第2石油類 ※	合成樹脂塗料用シンナー 合成樹脂クリヤー塗料 軽油、灯油 など	1,000 ㎥ (200 ㎥)
	第3石油類 ※	油性下地塗料 合成樹脂エナメル塗料 重油 など	2,000 ㎥ (400 ㎥)
	第4石油類	潤滑油 など	6,000 ㎥ (1,200 ㎥)

※非水溶性液体のもの

危険物に該当する容器には下記の記載があります！



危険物 第4類第2石油類  
危険等級 III  
化学名 合成樹脂塗料用シンナー  
火気厳禁



少量危険物の数量以上の危険物を  
保管・取扱う場合に必要なもの！

消防署への相談

+

専用保管庫等

- 消防法令に違反して危険物を貯蔵し取扱う場合、行政指導や行政命令（除去命令等）の対象となります。（行政処分に反した場合は罰則が適用される場合があります。）
- 指定数量以上の危険物を貯蔵する施設で危険物の取扱いや、立ち合いを行う場合は、危険物取扱者の資格が必要となります。
- 危険物は、その性質上、引火すると爆発的に燃焼するなど大変な状態を引き起こします。正しい知識で、法令の基準を守りながら安全に使用しましょう。

### 【お問い合わせ先】

宮津与謝消防組合消防本部予防課 Tel 46-6125

宮津分署 Tel 46-1191

宮津与謝消防署予防係 Tel 46-5119

加悦谷分署 Tel 46-1195

橋北分署 Tel 46-1197